

鎌倉時代に於ける条件句構成のムニハについて

——『延慶本平家物語』を資料として——

来 田 隆

目 次

- 一、はじめに
- 二、順接仮定条件表現の形式とその用法
 - 1、順接仮定条件表現の類型
 - 2、形式とその用法
- 三、ムニハの意味・用法
 - 1、ムニハの意味・用法
 - 2、ムニハの周辺語
- 四、おわりに

一、はじめに

順接仮定条件の表現形式が現代語のタラ・ナラ・バ・トに統合整理される過程についての大要は既に明らかにされているところであるが、⁽¹⁾細部については考察すべき問題が少なくない。仮定条件の一翼を担うムニハの用法もその一つである。

鎌倉時代に於ける条件句構成のムニハについて

ムニハについて早くに取り上げられたのは外山映次氏である。氏は、仮定条件句たるべき性格を持っていたムニハは、院政・鎌倉期に次第にその口頭語的性格が強くなり、ムニハを経て室町期のウニハに至るが、慣用句や反実仮想など一部の用法に限定されはじめ、室町末期には口頭語から姿を消した。しかし洞門抄物には室町期のウニハが取り入れられ、独自の文体として固定化され、江戸初期まで用いられたことを明らかにされた。⁽²⁾

また、小林賢次氏も中世に於ける仮定表現の様相の考察のなかでムニハに言及され、『平家物語』の『覚一本』や『斯道文庫本』と『天草版』とを比較すると、古典平家に見られるムニハ(ウニハ)が『天草版』では減少していること、『天草版』のウニハは原典にあるものを踏襲していること等を指摘されている。⁽³⁾

ムニハの用法も次第に明らかになりつつあるが、ムニハが「未然形十バ」などの他の仮定条件表現の諸形式の中でどういう位置を占めているかという問題については、外山氏も課題として残されている。本稿の筆者は、かつて洞門抄物のムニハを取り上げ、仮定条件表現の諸形式との比較に於いてムニハの意味・用法を考察したことがあるが、⁽⁴⁾本稿では、さかのぼって鎌倉時代に於けるムニハの意味・用法について『延慶本平家物語』を資料として考察したいと思う。鎌倉時代語資料でムニハを多用する文献は少なく、そのなかでは『延慶本平家物語』は纏まった量の用例が得られるからである。

二、順接仮定条件表現の形式とその用法

1、順接仮定条件表現の類型

『延慶本平家物語』に於けるムニハの意味・用法を考察するに先立って、他の順接仮定条件表現の形式とその用法を整理しておきたい。

条件表現法の類型については、松下大三郎氏、木之下正雄氏、阪倉篤義氏、木下正俊氏等によって説かれていること

るであるが、本稿では、順接仮定条件表現の類型を次の二種四類に分けた。

(一) 完了性仮定表現

条件句の事態が事実に於いて生起することを予想し、その事態が完了(実現)してから帰結句の事態が起こることを表す場合である。

○七歳ニナラハ、男コニナシテ御所へ進セムトコソ思シカトモ (一末61ウ10)

○「歌タニモ読タラハ、供御ハマイリナム」(二中109ウ8「」は会話文を示す。以下同じ。)

(二) 非完了性仮定表現

条件句の事態が事実に於いて生起するか否かは当面の問題ではなく、現実の事態に対する判断そのものを仮定する場合である。これは次の三類に分けられる。

a、事実に反する事態を想定し、それに対する話し手の判断を表すもの。反実仮想である。

○「家ヲモ出テ世ヲモ遁レタリセハ、カ、ルウキ事ハ聞サラマシ」(二本44ウ7)

b、現前の事態が既定の事実であることを判断した上で、その判断が正しいと仮定して、話し手の判断を表すもの。前件は既定の事実であるが故に、確定条件表現に近似する表現形式である。

○武蔵国住人、岡部六矢田忠澄ト云者馳ツ、キテ、「コ、ニ只一騎落行ハ誰人ソ、敵カ御方カ、名乗給へ」ト云カケ、レハ、「御方ソ」ト答タリ。(略)其時忠度、「御方ト云ハ、云セヨカシ」トテ、六矢田ニ押並テ組テ、馬ニ足カ間ニ落ニケリ(五本68オ1)

右は、忠度最後の場面であり、落ちゆく忠度の前に六矢田が立ちはだかった時、忠度が「味方だ」と言ったけれども、六矢田が切りかかってきたのに対しての忠度の発言である。

c、ある事態を想定し、それに対する話し手の判断を表すもの。

鎌倉時代に於ける条件句構成のムニハについて

○「同失命ナラハ、判官殿ニ相テコソ命ヲモステメ」(六末16オ4)

○「事故ナク取得奉ルヘクハ、只今驗シ見セ給ヘ」(一末6オ2)

さて、『延慶本平家物語』には、別表に掲げたような順接仮定条件表現の諸形式が見られる(本稿では漢文体表記部分や和歌は調査対象から外し、また、サラバの如き接続詞的用法も除外した)。それぞれの形式を右の類型に従って概観しておく。

2、形式とその用法

(1) 動詞(補助動詞)未然形十バ(二二六例)

ほとんどが完了性仮定の表現に用いられる。注意すべきものとして次の二例がある。

○「菩提心ノ功德、若シ色アラハ、虚空ニ満テソ有マシ」(六末50オ8)

○「官廳ハ凡人ニ取ラハ、公文所也」(二中14ウ4)

前者は非完了性仮定a(反実仮想)であり、後者は恒常条件の表現である。その他に、前項に掲げたような非完了性仮定bの例もある。

(2) ナバ(四九例)

完了性仮定表現に用いられる。後件にマシが立つ例が一例あるが、その場合も単なる仮定条件表現である。

○「世ラ此君ニツカセ奉ナハ、恐クハ延喜天曆ノ代ニモ立帰ナマシトコソ思ツルニ(略)」(三本23ウ2)

(3) タラバ(五四例)

ナバと同じく完了性仮定を表す。

○「時光躰ノ源氏ナムトニアサムカレタラハ、誠ニ恥辱ニテモ候ナム」(二本56オ8)

〔仮定条件表現の諸形式〕

鎌倉時代に於ける条件句構成のムニハについて

述部の助動詞等 形式		助動詞あり													助動詞なし			合計					
		意思・推量						その他							助詞	用言			その他				
		ベシ①	ベシ	ム②	ム	ムズ③	ラム④	マジ	マシ	ヌ	タリ	テ・キ	ズ⑤	ナリ		マホシ	バヤ			ナ	命令法	終止法	
		反語		反語												禁止			動詞⑥	形容詞			
動詞(補助動詞)+バ		58	12	41	10	9	7	5	1	1	3	6	1	9	1	30	9	3	10	216			
形容動詞+バ		1	2													1				4			
タラバ(断定)			1	1																2			
レ・ラレバ		1																		1			
ナバ		10	7	8	1	3	6	6		1	1					2	1	1	2	49			
タラバ		15	4	15	3	4			2	2				1		4	1		3	54			
ナ ラ バ	活用語+ナラバ	5	4	1	1	1	1		1			1				1	1		1	18			
	活用語+モノナラバ	5	1	4		4	2	4					1			1	1			23			
	活用語+コトナラバ	1		1	1															3			
	活用語+ホドナラバ	1				1										1				3			
	体言+ナラバ	10	1	2	3		1	2	2	1				2	1	1	4	3	1	34			
	その他+ナラバ						1		1						1					3			
セバ		1	1					2		9			1							14			
マシカバ		1	3						1	12										17			
形容詞(ナクハ)		2	1	1										1		2		1		8			
ズハ		7	8	5	1	5	1	1								1		1		30			
ベクハ		1		2										1		1	5			10			
マジクハ		2																		2			
ムニハ		9	11	2	1	1	1	4 ^⑧		2			1				1	1		34			
ムトキ(ニ)ハ ^⑦		2	3	2		1	1	1					1		4	1				17			
ムニトリテハ					2		1													3			
ムニオイテハ		1		1		1														3			
デハ		1	5				1	4					2					1	2	16			
テハ		4	15	1	3	2		2	2		1		2	1	2		2	1		38			
合計		138	73	92	16	33	23	32	17	29	3	3	1	13	4	4	12	3	58	18	10	20	602

(注) ①「ベカラズ」を含む。②「ナ・ム」「テ・ム」「ヤラム」(1例)を含む。③「ナムズ」を含む。④「ムズラム」を含む。⑤「アラズ」「ザリケリ」を含む。⑥動詞には補助動詞を含む。⑦「ムトキニハ」は2例。⑧「マジカリツ」(1例)を含む。なお、上接の活用語の語尾が表記されていず、活用形が不明のものは用例数に入れていない。

わずかながら、次のように反実仮想に用いられる例もある(二例)。

- 「イカニモヲトナノ云事ハ様有ヘシ。元ヨリ大介カ云ツル様ニ、城中ニステラキタラハ、カホトノ恥ニハ及サラマシ」トソ人申ケル。(二末74ウ7)

完了の助動詞にバが接続する点でナバと同じであるが、「ナバムズラム」が六例、「ナバムマジ」が六例存するのに對して、タラバにはこのような例が無く、その反面、ナバには存しない「タラバムジ」が二例あり、タラバはナバよりも主観性の強い判断であることが知られる。

- 「中ニ取籠ナハ、一人モ遁ルマシ」(二末65ウ7)

- 「但シ源氏ト匍ルハ伊豆兵衛佐頼朝ソカシ。ソレハノホラヌヤラム。上リタラハ、サリトモ別ノ事ヨモアラシ」(三末70オ10)

(4)活用語十ナラバ(一八例)

この形式は完了性仮定(五例)にも非完了性仮定c(二三例)にも用いられる。

- 「我等渡スト見ルナラハ、敵矢フスマヲ作テ射スラム」(二中59ウ8)

- 「曼世ヲ厭ヒ菩提ノ道ヲ尋ルナラハ、此ノ□□カミヲ付テモナニ、カハセン」ト思召テ御クシヲオロサセ給フ(六本59ウ10)

前者は完了性仮定、後者は非完了性仮定cである。後者の場合、次に掲げることくベシ・マジに下接するものが多い(ベシ五例、マジ一例)ことが指摘される。

- 「願ハ西海ノ鎮守宇佐八幡大菩薩(略)今一度本国へ迎サセ給ヘキナラハ、弓矢ニ立ソヒ守リ給ヘ」(六本20オ3)
- 「我願成就スマシキナラハ、今日ヨリ七日カ内ニ命終ヘシ」(二末34ウ1)

(5)活用語十モノナラバ(二三例)

この形式は殆どが完了性仮定(例外一例)に用いられる。

○「此事世ニ披露スル物ナラハ、我レ疑ハレナムス」(二中17オ9)

○「敵嶋社造進シツル者ナラハ、官位、一門ノ繁昌、肩ヲ並ル人有マシ」(二中8オ1)

○「宮ヲ生取奉テ流罪シ奉リヌルモノナラハ、ソノ恐有□カラス。忿キ以仁宮ヲ土佐国へ可奉配流」之由(二中26ウ8)

ナラバの用法上の特徴としては、完了の助動詞ヌ・ツに下接する例(ヌ七例・ツ四例)が多いこと、また、帰結句は不都合な事態の実現を表す例が半数以上(二二例中二二例)を占めるということが指摘される。

○「若此事漏ヌル物ナラハ、誅セラレム事無疑」(二末13ウ10)

○「若此矢ヲ射ハツシヌル物ナラハ、永ク本国へ不可返ル」(六本20オ4)

例外的に非完了性cを表すものもあるが、帰結句は右と同じく不都合な事態の実現を表わすものである。

○「ソレニ今参リ給ハヌモノナラハ、忽ニウキ目ヲミセ給ヘシ」(二本37オ1)

(6)活用語十コトナラバ(三例)

すべて非完了性仮定cを表す。

○「御辺誠ニ城ニ立籠テ、相闘ムトスル事ナラハ、尤モ打入テコソ切ヘケレトモ、カクシ給ワム上ハ、縦ヒ女房生婦ルヘシト申トモ、切奉ルヘキニアラス」(二末18オ2)

(7)活用語十ホドナラバ(三例)

非完了性仮定aと非完了性仮定cとに用いられている。

○「何ニ汝ハ忠快カ頸ヲハ切ムトハスルソ。(略)忠快カ頸ヲ切程ナラハ、只今汝ヲハツキ殺ムスルソ」(六末12ウ3)

○入道宣ケルハ、「コハイカニ、彼ヲササメテ帰シツルハ御前ノ心ヲタカヘシトテコソカヘシツレ。サヤウニ申ホト

ナラハ召婦セ」トテ呼カヘサセテ出合給タリ。「カヤウニ見参スルホトナラハ、ナニ、テモ能アルヘシ」ト宣ケレハ（二本32ウ6〜7）

前例は非完了性仮定c、後例は非完了性仮定aである。後者は、清盛に対面を申し出た仏御前に対して、初めは拒否したものの、祇王のとりなしで対面することになった清盛の発言である。初めの「サヤウニ申ホトナラハ」の動作主体は祇王であり、後の「見参スルホトナラハ」の動作主体は面前の仏御前である。いずれも既定の事実である。「覚一本」では、前者は「いでくわごぜがあまりにいふ事なれば、見参してかへさむ」と確定条件の表現になっている。後者も、「見参するほどにては、いかでか声をもきかであるべき。いまやう一つうたへかし」（大系本上96ペ）とある。

(8) 体言十ナラバ(三四例)

この形式は非完了性仮定cの用法のみである。

○「心ニ叶ウ命ナラハ、御身ニモ替マホシク思候ヘトモ叶ハス」（二末58オ10）

(9) セバ(一四例)・マシカバ(一七例)

この形式が非完了性仮定a（反実仮想）に用いられるものであることは言うまでもない。マシカバはマシの呼応する例が一二例であるが、その他に、ベシ(四例)・ジ(一例)の場合もある。セバも、マシの呼応する例が九例の他に、ベシ(二例)、マジ(二例)、キ(一例)がある。

(10) 「形容詞十ハ」・ズハの類(五〇例)

○「若又効驗ナクハ、面謁ニ所詮ナルカヘシ」（二本71ウ4）

○「若王位ヲ王位トセスハ、何レノ仏法カ我朝ニ興隆スヘキヤ」（二本4ウ9）

○「汝カ夫ヲ我ニ殺サセヨ(略)。ソレ叶フマシクハ、速ニ汝ニ殺スヘシ」（二末21オ4）

これらは非完了性仮定cを表す。「形容詞十ハ」は八例が全て「ナクハ」であり、しかもそのうち四例は「サナクハ」

であつて、用法が限定されている。ズハは三〇例と盛んであつて、他にはベクハは一〇例、マジクハが二例に過ぎない。以上がムニハ（及びその周辺語）を除く順接仮定条件表現形式の用法の概略である。

三、ムニハの意味・用法

1、ムニハの意味・用法

『延慶本』にはムニハが二八例、ンニハ六例の合計三四例が存する（以下にはムニハとンニハとを併せてムニハと称する⁹⁾）。上接語を見ると、動詞（補助動詞）二一例、形容詞（ナカラムニハ）二例、ザラムニハ七例、タラムニハ三例、マジカラムニハ一例であつて、未だ上接語は固定的ではない。

さて、ムニハの用法を前節で整理した仮定条件表現の二種四類にあてはめる形で考察する。

ムニハの用法の第一として、非完了性仮定 a（反実仮想）に類する用法が七例存する。

- ① 「縦ヒ御不審ヲ蒙リタリトモ、生テオワシマサムニハ、其馮ミモ有ヌヘシ。生ヲ隔ル習コソ悲ケレ」(二本43ウ10)
- ② 「哀レ、御命ノ長ラヘテ、世ノ政ヲ助マシマサンニハ、イカニ世間モ穩ヤカニ、国土モ静ナラマシ」ト万人惜奉ルト云ヘトモ甲斐ナシ(二中96ウ2)

- ③ 「此ノ世中ノ習ハ老少不定ノ堺ニテ候物ヲヤ。老タルカ去リ、若カ留候ハムニハ、父母ニ先立子候ナムヤ。(略)」(五末35オ6)

- ④ 「但シ御共ニ字治ノ左ノヲト、ノ候給ハムニハ、太政大臣憂御目ヲ御覽セサセ給ヘシヤ」(二本88オ4)

- ⑤ 「又京中ノ古盗人モヤ仕候ラン。目ニミヘ耳ニ聞候ワムニハ、争カ左様ノ狼籍セサセ候ヘキ。今ヨリ後、義仲カ下人ト名乗テ仕ラム者ヲ捕テ給ヘシ」(四49オ9)

- ⑥ 「穴無漸ヤナ。我身ニ替テ申サラムニハ叶マシカリツル者ノ命ソカシ」(二末36ウ7)

鎌倉時代に於ける条件句構成のムニハについて

⑦「人ノ子ヲアマタ持ツ事ハ無益ノ事カナ。我子ノ縁ニムスホヲレサランニハ、人ノ上ノ事ニコソ見ヘキ者ノ事ヲ、身ノ上ニナシテ、肝心ヲ消スコソヨシナケレ」トオホサレケレハ（一末36ウ9）

①は故大納言の墓に詣でての丹波少将の発言、②は亡き小松殿を偲んでの人々の発言、⑥⑦は教盛が血縁にある成盛の命乞いを果たし得た後の発言である。確定的な因果関係を構成する事態を反事実の形で仮定的に表現する用法は、セバヤマシカバ以外にはその用例が稀であつて、ムニハの用法上の一特徴である。

第二に注目されるのは、既定の事実であることが明白な事柄を条件として提示する、非完了性仮定bに類する例が八例を数えることである。

⑧「世モ不閑、君モ左様ニ渡ラセ給ハムニハ、カクテ雲居ニ跡ヲ留テモナニカハスヘキ」（二本103ウ9）

⑨此事入道聞テ、「何ニモ小督カアラムニハ、世中ヲタシカルヘシトモ不覚ヘ」トテ人ニハ仰付スシテ、自ラ是ヲソ伺ケル。（三本22オ10）

⑩文学思ケルハ、「是程ニ明王ノ守給ワンニハ、此次ニ今三七日打レム」ト云願ヲ発テ、即又被打ニケリ。（二末35ウ7）

⑪「穴怖シヤ。入道殿ノアレ程ニ怒リ給テ宣ハムニハ、我等ナラハ院ノ御所ニ有事、無事、コトヨシ事、申散シテ出ナマシ」（二本84オ7）

⑫（法王）仰ノ有ケルハ、「何ナル悪靈ナリトモ、此ノ老法師カクテ候ワムニハ、争カ近付奉ヘキ」（二本33ウ5）

⑬「此ノ兵衛佐ハ一定ノ大將軍也、弘経此程ノ多勢ヲ卒シテ向タラムニハ、悦感シテ忿出合テ、耳ト口ト指合テ、サ、ヤキ事、追従事ナムトラコソ、宣ワムスラムト思ツルニ、真平ヲ以テ宣タリツル、一ニハヲホケナク、一ニハ大クワイナ心也」（二末80オ8）

⑭「ケニモ女房ニテ渡ラセ給ワムニハ、ナニカクルシク候ヘキ」ト申セハ（五末9オ5）

⑮「成経参リタリト聞給ワムニハ、イカナル火ノ中、水ノ底ニオワストモ、ナトカ一言ノ御返事ナカルヘキ」(二本43ウ8)

⑧は、高倉天皇の法皇への便りの一部であり、「君モ左様ニ渡ラセ給ハムニハ」は法皇が鳥羽殿に流された事実を指している。⑨は小督の局が生きている事実を知つての清盛の発言である。⑩⑪⑫⑬は、それぞれに「是程ニ」「アレ程ニ」「カクテ」「此程ノ」という指示語によつても既定の事実であることが明らかである。⑭も事実たることを踏まえての判断であることが「ケニモ」にも示されている。⁽¹¹⁾⑮は故大納言の墓前で丹波少将の発言である。

これらは既定の事実を前提とするゆえ、例えば⑧「君モ左様ニ渡ラセ給ハムニハ」で言えば、「君モ左様ニ渡ラセ給ハバ」の如く確定条件表現としても提示し得るものである。かかる用法も他の仮定条件表現の形式には稀である。

次の一一例は、仮定的事態を想定して、それに対する話し手の判断を表す、非完了性仮定cに類するものである。

⑯「我末ナラサランニハ、カ、ル老法師ヲハナニシニナツカシク可思。此宮ソ我孫ナリケル」トテ(四2オ7)

⑰「殿原雑言無益也、我モ人モ劣シ負シ。空事云付テ、ソ、口事云ニハ、誰カハ劣ルヘキ」(六本24ウ5)

⑱「終ニ人ニミヘ給ハムニハ、アノ人共ノ云ワム事ヲハ争カ聞ステ給ヘキ」(五本84ウ7)

⑲入道宣ケルハ、「義王イカニ云トモ、淨海カ聞入サラムニハ、ナシカハ呼返スヘキ」トテ(二本34オ2)

⑳「此程ノ山ヲ落サムニハ、只謀ヲ先トス」(五本46ウ8)

㉑頼豪悪心ニ住タル気色ニテ申ケルハ、「此事ヲ申サムトテコソ、老ノ波ノ朝暮肝胆ヲハ摧キ候ツレ。叶候マシカラムニハ、今ハ思死コソ候ナレ」トテ、水精ノ様ナル涙ヲハラ／＼ト流シテ(二本39オ6)

㉒「先帝ト共ニ都ヘ入セ給ハ尤可然候ヘシ。サ候ワサラムニハ、内侍所計ヲ入レ奉ル事ハ有ヘシトモ覚候ワス」(五末2ウ8)

㉓「是ヨリ仰付ラレサラムニハ、大番ノ者共是程サワキアフヘシトモ不覚」(六末17オ4)

②4 「略」サテアランスルヤフニ、命ヲ御所中ニテ失トモ、神護寺ニ庄ヲヨセラレサラムニハ、一切ニ罷出マシキ者ヲ」トソシカリケル。(二末27オ10)

②5 「イソキ佐殿ノ方へ行ケ。果報ナカラムニハ、一所ニ有トテモ叶マシ。冥加アラハ、所々ニ有トモ、ソレニモヨルマシ」(三末15ウ1)

②6 然トモ、帝ノ御ユルサレナカラムニハ、轍ク戒ヲ難授奉旨ヲ申サル。(一末10ウ7)

これらの仮定的事態を想定するムニハの場合も、帰結句を見ると、反語表現が四例(①⑥⑦⑧⑨)、断定表現が二例(②④)であり、推量表現の場合も「ベシトモ覚(候)ズ」が二例(②③)あり、マジの場合も、②4「一切ニ罷出マシキ者ヲ」とあるように、条件句で示される状況のもとでは、帰結句の事態は必然的であるという話し手の判断が示されている点に注意されるところである。

以上のムニハは、非完了性仮定に属するものであるが、条件句の事態が完了(実現)したら帰結句の事態が起こるといふ関係を構成するところの完了性仮定に類するムニハも次の八例存する。

②7 「サル和殿原也トモ、親ニ孝養スル志ノ深く、入道出家ヲモシテ閑林ニ閉籠リ、仏法興隆ヲモシ給ワムニハ、大龍王ニ被守護給ヘシ」(二末32ウ2)

②8 「軍ト云ハ(略)時ニヨリ折ニ随テ引退ハ、軍兵ノ習也。マシテ兼テヨリ逃支度ヲシタラムニハ、ナニカヨカルヘキ」(六本6オ1)

②9 「実盛六十二余テ後、軍ノ陣ニ向タラムニハ、シラカノハツカシカラムスレハ、ヒムヒケニスミヲヌリテ、ワカク見ムト思也」(三末37ウ5)

③0 「命ヲ給リ候忠ニハ自今後軍ノ候ワムニハ、マ先係テ君ニ命ヲ進スヘシ」(五本33ウ7)

③1 「自今以後軍仕候ワムニハ、マ前カケテ命ヲ君ニマヒラセ候ワン」ト申テ(四40ウ10)

③② 実盛京ヲ打立ケル日、内大臣ニ申ケルハ、「略」今度北陸道ニ罷下テ候ワムニハ、善悪生テ返候ヘカラス」(三末 38ウ2)

③③ 「略」自今以後モ是ヨリ催_レンニハ参ヘシ。返々本意ナリ」トテ(二末49ウ5)

③④ 「略」『其手ヘハ叶ワシ。其人ヘ向ヘ。アノ手ヘ向ハシ』ナムト候ワムニハ、軍ニ有事候マシ」(五本48ウ2)

これらは、条件句の事態が帰結句の事態に時間的に先行するという点で完了性仮定に類別される。しかし、条件句を見ると、②⑦「サル和殿原也トモ、親ニ孝養スル志ノ深く、入道出家ヲモシテ閑林ニ閉籠リ、仏法興隆ヲモシ給」、②⑧「マシテ兼テヨリ逃支度ラシ」、②⑨「実盛六十ニ余テ後、軍ノ陣ニ向」といったように、限定された事態が提示されている。帰結句も、②⑧は反語表現であり、③⑩③⑪は「マ先係テ」、③⑫は「善悪」という強調表現が見られ、③⑬では「返々本意ナリ」と念押しされているように、帰結句は確信に満ちた話し手の判断である。即ち、これらは完了性仮定には類するが、条件句の事態が完了(実現)すれば、当然の結果として帰結句の事態となるという話し手の確信に基づき判断を表現するものであり、因果性の強い論理関係を前提とする仮定であるという点で非完了性仮定に通ずるものである。

以上、ムニハの用法を類別して考察したが、それぞれの用例数を纏めると次の如くである。

(1) 非完了性仮定 a (反実仮想) に類する 七例

(2) 非完了性仮定 b に類する 八例

(3) 非完了性仮定 c に類する 一一例

(4) 完了性仮定に類する 八例

ムニハは(1)(2)(3)類(非完了性仮定)の用例が多く、なかでも(1)類の反実仮想や、(2)類の既定の事実を提示する用法を併せると全体の半数近くを占める。(1)類と(2)類とは、反事実か事実かの違いであって、ともに《条件句の事態が真実であれば、当然の結果として帰結句の事態となる》という意であって、必然確定に近い意である。(3)類(4)類の場合も、帰

結句には、結果は必然的であると話す手の判断が示される点に特徴がある。事態が完了性であれ非完了性であれ、その条件のもとでは帰結句は当然の結果であると判断される事態を仮定的に提示するのがムニハの意味特徴であるといえよう。

なお、ムニハが強い因果性を表す条件表現に用いられるのは、構成要素である係助詞ハの機能によるところ大である。ハは判断文に於ける判断の対象を限定して提示するものといつてよく、ムニハも帰結句の事態が起る条件を限定して提示するものである。

2、ムニハの周辺語

最後に、ムニハの周辺語について見ておきたい。

(1) ムハ (二三例)

本資料では、ムハは従属句の動作主体を示す例ばかりであつて、この場合のムは純粹の準体法である。

○「只偏ニ愚老ヲ助サセ御サムハ、孝養御計タルヘシ」(二本44ウ10)

○「大臣ノイカナル目ヲモ見ラレムハ、偏ニ丸カ身上ニテコソアラメ」(二本78オ5)

(2) ムトキハ (二五例)・ムトキニハ (二例)

ともにムニハに近い表現形式であるが、いずれも完了性仮定を表している。

○「若尚シモ康頼ヲ恋シト思食レム時ハ、一年書注シテ進セ候シ往生ノ私記ヲ御覽候ヘク候」(二末71ウ1)

○「モシノ事ノ候ワム時ニハ、ニナキ命ヲ君ニ進セ、先ニモ立奉リ、死出ノ山ノ御共ヲコソセント思候ツルニ(略)」

(三末68オ4)

また、帰結句には、

○「此笛ヲハ我死ニタラム時ハ、必ス棺ニ入ヨ」(二中68ウ2)

○「里ニ出タラム時ニハ、必尋テオワセヨ」(二末38ウ1)

のような命令法の例が見られるのもムニハとは異なる点である。これらの形式は、「時」という時間観念を表す語を含むゆえに、具体的に現実在即した判断の表現に用いられるということであろう。

(3) ムニトリテハ (三例) ムニオイテハ (三例)

ともに例が少ないので、用例を掲げるのとどめる。

○「サラムニ取テハ、御身ノ恐アルマシ」(一本51ウ7)

○「今度山僧等蘭城寺ヲ焼失セムニライテハ、天台ノ座主ヲ流罪シ、山門ノ大衆ヲモ禁籠セム」(二本4ウ10)

(4) テハ (三八例)・シテハ (四例)・デハ (一六例)

テハはすべて完了性仮定を表す。条件句の事態が実現(完了)した結果は困った事態になるという意を表す例が三八例⁽¹⁴⁾中三六例を占める点に特徴が認められる。

○「イカサマニモ京ヲハナレテハ、イツチヘカ行ヘキ」(三末69ウ5)

○「是程ノ事ヲ御憚有テハ、イカ、ハセサセ給ヘキ」(五末35ウ2)

シテハとデハとは非完了性仮定を表すが、帰結句は不都合な事態を表す例が殆どである点でテハと通ずる。帰結句のこのような偏りはズバには見られなかった。

○我サへ心弱シテハ、叶ハシト思テ (五末51オ9)

○今所望セテハ、イツラ可期ソ。無心ヲハ、カラス所望シテミムト思テ (五本4ウ6)

○「門司赤間ノ案内知ラテハ、叶ワシ」(五末64オ2)

四、おわりに

本稿では『延慶本平家物語』のムニハの意味・用法を他の仮定条件表現形式との関連に於いて考察した。ムニハは完了性であれ非完了性であれ、《条件句の事態が成立するならば、当然の結果として帰結句の事態が生起する》意を表すものであった。これは、かつて考察した洞門抄物に於けるムニハと意味上では異なるところがない。⁽¹⁵⁾

ムニハの使用場面は会話文かさもなければ間接話法の文中である。ただ、『平家物語』のような叙事的文章に於いては、仮定条件表現そのものが主として会話文（心話文）に現れるものであるゆえ、位相上の特徴については明確にし得ない。

ムニハは洞門抄物を例外として、室町時代には衰微する。それは、古代語の一特徴である「行カム時」のような連体句内の推量的陳述が、近代語では文末の陳述に委ねられるようになる事実と深く関連しよう。そういう意味で、室町時代のムニハは「古代語的な性格を留める」もの⁽¹⁷⁾と言えよう。今後は連体句内の推量的陳述の衰微という問題との関連に於いて、ムニハの消長を考察してゆく必要があろう。

注

- (1) 阪倉篤義氏「条件表現の変遷」〔国語学〕33輯 昭和33・6、『文章と表現』昭和50・6再録。
- (2) 外山映次氏「条件句をつくる『ウニハ』をめぐって」〔国語学論集』昭和44・6。
- (3) 小林賢次氏「天草版平家物語における仮定表現——寛一本百二十句本との比較を中心に——」〔馬淵和夫博士退官記念国語学論集』昭和56・7。
- (4) 「条件句構成のウニハ統制——松ヶ岡文庫蔵『無門関抄』を資料として——」〔松ヶ岡文庫研究年報〕2号 昭和63・2。
- (5) 松下大三郎氏『改撰標準日本文法』(昭和2)、木之下正雄氏「仮定条件法について」〔国語国文』昭和18・5)、阪倉篤義氏注(1)論文、木下正俊氏「条件法の構造」〔国語国文』別刊 昭和41・5)。
- (6) 注(5)木之下正雄氏論文では、仮定条件を(イ)反事実、(ロ)事実不定、(ハ)未来、(ニ)事実、の四類に分けておられ

る。本稿の非完了性仮定の a は「反事実」、b は「事実」、c は「事実不定」にほぼ対応するものと考えられる。

- (7) 小林賢次氏「中世の仮定表現に関する一考察——ナラバの発達をめぐって——」(『中田祝夫博士功績記念国語学論集』昭和54・2)では、『寛一本平家』を含む鎌倉時代の説話集・軍記物での「活用語+ナラバ」「モノナラバ」「コトナラバ」「ホドナラバ」について、「活用語+ナラバ」は完了性仮定にも非完了性仮定にも用いられていること、「モノナラバ」「コトナラバ」はすべて非完了性仮定に、「ホドナラバ」は完了性仮定と非完了性仮定の両用のあることを説いておられる。

- (8) 「ズハ」や「ナクハ」の類は、未完了の事態の実現を提示するものとして完了性仮定とも扱い得るかと思われるが、本稿ではすべて非完了性仮定として取り扱った。

- (9) 次のような条件句構成にあらざるムニハ(四例)は除外した。

○(略)ト禁メ申シニ依テ、殿ニ入事ヲ被止ニケムニハ、猶増レル御心ハセナリ(三本7ウ10)

- (10) 注(2)論文で外山氏は、⑫の例と後掲⑬の例について、「事実仮定に近い」と述べておられる。

- (11) ⑭は寛一本では「ムニ」とある(大系本264べ)。

- (12) 別表にも掲げた如く、ムニハの帰結句の述語は、全体として見ても、助動詞がベシニ〇例と最も多く、次いでマジが四例である。これらの助動詞の使用率は、仮定条件表現形式の内ではムニハの場合が最も高い。

- (13) 動作の反復を表すテハは除外している。

- (14) 例外としては、次の如き例である。

○「心アラム人ハ、是ヲ御覧シテハ、康頼カ舊里へ送給へ」(一末92ウ8)

小林賢次氏注(3)論文で、「テハ」のこのような用法上の偏りを指摘され、「慣用句的性格が強いので、「ズハ」とは表現内容の上でも異なる」と説明されている。

- (15) 注(4)論文で、洞門抄物のムニハを「その条件さえ満たされればある結果が生ずることが確実だと判断される事柄について、その条件を提示する」ものであり、「事態と事態との因果性についての確信を前提とする仮定」であると述べた。

- (16) 注(5)木下正俊氏論文。

- (17) 小林賢次氏注(3)論文。